

・別紙 2

## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：金融商品取引業等に関する内閣府令

規制の名称：店頭FX業者の決済リスク管理強化に向けた規制導入

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：（改正案、代替案1、代替案2…の別を記載）

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：平成30年12月25日

### （1）事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 金融商品取引法上、店頭FX取引を行う者として登録を受けている金融商品取引業者に対し、店頭FX取引及びそのカバー取引について清算集中義務や取引情報の保存・報告制度の対象とするものであるため。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 清算集中義務や取引情報の保存・報告制度について、地理的範囲の制限はないため。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 既存事業者と新規参入者に課す規制は同一であるため。

### （2）事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>いいえ</u> 金融商品取引法上、店頭FX取引を行う者として登録を受けている金融商品取引業者に対し、店頭FX取引及びそのカバー取引について清算集中義務や取引情報の保存・報

告制度の対象とするものであるため。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

金融商品取引法上、店頭 FX 取引を行う者として登録を受けている金融商品取引業者に対し、店頭 F X 取引及びそのカバー取引について清算集中義務や取引情報の保存・報告制度の対象とするものであるため。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

金融商品取引法上、店頭 FX 取引を行う者として登録を受けている金融商品取引業者に対し、店頭 F X 取引及びそのカバー取引について清算集中義務や取引情報の保存・報告制度の対象とするものであるため。

### (3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

金融商品取引法上、店頭 FX 取引を行う者として登録を受けている金融商品取引業者に対し、店頭 F X 取引及びそのカバー取引について清算集中義務や取引情報の保存・報告制度の対象とするものであるため。

### (4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

金融商品取引法上、店頭 FX 取引を行う者として登録を受けている金融商品取引業者に対し、店頭 F X 取引及びそのカバー取引について清算集中義務や取引情報の保存・報告制度の対象とするものであるため。

## 結論

金融商品取引法上、店頭 FX 取引を行う者として登録を受けている金融商品取引業者に対し、店頭 F X 取引及びそのカバー取引について清算集中義務や取引情報の保存・報告制

度の対象とするものであることから、競争に負の影響を及ぼす可能性は無い。

※ 上記（１）～（４）を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する（本案は「４ 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「６ 代替案との比較」の欄）。